

平成 21 年 3 月 25 日（水） 午後 2 時～4 時

於：君津市役所 6 階 601 会議室

第 3 回 小系川流域懇談会 速記録

（議事のみ）

小糸川流域懇談会の進め方

鈴木調整課長 それでは、本日の懇談会の進め方について説明させていただきます。

資料2「小糸川流域懇談会の進め方」を御覧ください。これまでの懇談会の経緯と今後の整備計画策定までの流れを整理しております。

昨年の12月10日に、「第2回小糸川流域懇談会」を開催したところでございます。第2回目の懇談会におきましても、熱心な御審議をいただき、多くの貴重な御意見を頂戴したところでございます。

そして、皆様からの御意見・御提案を踏まえて検討を重ね、「小糸川水系河川整備計画（原案）」をまとめました。各資料により説明させていただきます。

この小糸川の河川整備計画（原案）について御審議いただき、御了解いただければ、流域内の関係市であります君津市長、富津市長、木更津市長へ意見照会をし、小糸川河川整備計画（案）が策定されることとなります。

なお、懇談会の場におきましては、委員の皆様の自由な意見交換を優先させたいため、傍聴者からは直接御意見をお聞きできないこととしておりますので、お配りしました「意見用紙」、または「傍聴にあたってのお願い」に記載されている方法により御提出をくださるようお願いいたします。

ここで、議事に入る前に小糸川の河道の現状について録画したものを用意いたしましたので、上流から順に動画を御覧いただきたいと思います。

手嶋主任技師 君津地域整備センター調整課の手嶋と申します。委員の皆様には、今回の工事区間全てを動画にて御覧いただきたいと思いますところですが、時間の関係上、主要な点というところで御了承いただきたいと思います。

それではスクリーンを御覧ください。座って説明させていただきます。

上に見える橋梁は、東前橋となります。本整備計画の整備区間は、この東前橋から国道127号の松川橋下流までとなっております。

この動画ですが、本年度2月に撮影を行いました。カーブの内側には、このように州がついていることが分かります。また、この区間は左岸側が少し高いのに対して、右岸側が低くなっております。最近では、1月30日の大雨で右岸側におきまして一部畑への浸水が確認されております。

続きまして、少し下流にいきまして、水位が上がりやすい中村橋下流を御覧いただきたいと思います。

こちらが中村橋となります。左岸側ですが、少しきれいになっているのがわかるかと思えますけれども、今年度に当センターでタケの伐採を行いました。右岸側から少しタケが伸びてきているのがおわかりいただけだと思いますが、動画の撮影後に右岸側におきましてタケの伐採を行っております。

少し進んでいきますと、左岸側に石があることがわかります。以前、蛇かごによって護岸整備をした箇所であることがわかります。現在はこのように落ち着いた形となっております。少し左岸側が膨らんでいるように見えるかと思いますが、左岸側から水路が入ってきておりまして、その関係で少し膨らんでいるような形となっております。

先に進んでいきますと、タケの伐採をしていない箇所は、両側からこのようにタケが覆い被さっているという状況がおわかりいただけだと思います。

川の状況ですが、局所的ではなく先のほうまで継続的な形で、両側からタケが川に覆い被さっていることがおわかりいただけだと思います。

ここで、地元の方にお話を伺ったところ、左岸側に畑があるのですけれども、1月30日の大雨の際に、畑まで水が来たというお話を伺っております。

倒れたタケですが、下流のほうに向かって水をかぶって倒れているということが、おわかりいただけだと思います。また、地元の方からは「最近、特に水位が上がりやすくなった」とのお話を伺っております。

このように少し進んでいきますと、川幅が特に狭くなっている箇所がございます。流れが速くなっていることがおわかりいただけだと思います。

これは、人が写っておりますが、魚釣りをされていたものです。

このように、水位が上がりやすい中村橋付近におきましては両側からタケが覆いかぶさっていたり、川幅が狭い箇所があることがおわかりいただけだと思います。先ほど御説明させていただきましたが、当センターでは今年度にタケ刈りを行っており、今後も適正な維持管理を検討していくことが重要と考えます。

以上で動画の説明を終わらせていただきます。

鈴木調整課長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行は、規約に従い議長を石川委員長をお願いいたします。

石川先生よろしくをお願いいたします。

石川委員長 それでは、規約に従いまして、前回同様、私が議事の進行を務めさせていただきます。

議 事

- (1) 規約改正について
- (2) 第 2 回流域懇談会における意見と対応について
- (3) 河川整備の方向性について
- (4) 小糸川河川整備計画（原案）について
- (5) 意見交換

(1) 規約の改正について

石川委員長 最初に、(1) の「規約の改正について」事務局から説明をお願いいたします。

古谷野主査 河川整備課企画調整室の古谷野と申します。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料 1 「小糸川流域懇談会の規約」を御覧ください。この資料の、委員の第 3 条、懇談会の開催第 5 条、事務局の第 7 条というところに赤書きの表記がございます。

まず、第 3 条につきましては、別の流域懇談会のところでも議論になったのですが、委員となっていられる方が、あて職であったり、地元から選出されていられる方もいらっしゃいますので、途中で代表が変わられたり、人事異動があったということに対応すべきではないかという意見がございまして、「委員は千葉県知事が委嘱し、任期は 2 年とする」というところを、「2 年とし、再任を妨げない。なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする」ということで、前任の方を引き継いでいただいて、後任の方に残りの期間を委嘱させていただくということで改正したいと考えてございます。

第 5 条ですが、「懇談会の開催」は、従前では「懇談会は必要に応じ開催することとし、委員長が招集し開催する」ということになっておりましたが、これも、今千葉県内で 15 の流域懇談会を開催しておりまして、こちらの流域懇談会の規約との整合ということと、事業再評価等、河川管理者が発議して委員を招集するということもございまして、今後は

「委員長または千葉県知事を代行し-この千葉県知事は河川管理者としての千葉県知事でございますが-千葉県君津地域整備センター所長の招集により開催される」ということに改正させていただきたいと思っております。

7条は、「てにをは」の話でございます、「は」を「を」に変えるということで、以上3点につきまして御審議いただき、御了承いただけるようでしたら、本日付より施行したいと事務局では考えてございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

石川委員長 どうもありがとうございました。

今の規約の改正について、何か御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

基本的には河川法に基づいてこの懇談会が制定されていますし、ちょっと難しい表現になっているから、懇談会の開催というところですけど、例えば、委員の方が「ちょっとこういう問題が出てきて、議論しなければいけないのではないか」ということがあれば、私なり、あるいはセンターのほうに申し出ていただいて、それから、どういう風に対応するか、全員集まるのは大変ですけど、招集はセンターの所長がかけるけれど、基本的に懇談会は川づくりを進めていくために住民の方の意見を反映していく機関ですので、フレキシブルな運用をしていただくという、文言にはあらわれていませんけれども、そういう形になっております。ですので、任期のことなどがちょっと変わったということです。

御意見がなければ、これでよろしいでしょうか。受けるということでもよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

石川委員長 どうもありがとうございました。

(2) 第 2 回流域懇談会における意見と対応について

石川委員長 続きまして、議事の(2)になりますが、「第 2 回の流域懇談会の意見と対応について」、前回の懇談会に関連するものです。それから、(3)の「河川整備の方向性について」と、今回のメインになりますが、「小糸川の河川整備計画(原案)」、「素案」から今度「原案」になっておりますけれども、これら 3 点は非常に密接に関連しております。2 回の意見を受けて整備計画の方向性を決めて、それから整備計画の素案という風につながっておりまして一貫性がありますので、まとめてこの点について事務局から説明していただきたいと思います。その後、まとめて議事の(5)として「意見交換」に移らせていただきたいと考えております。

よろしいでしょうか、まとめて説明ということで。

〔「はい」の声あり〕

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局から順に説明をお願いいたします。

高橋副主幹 それでは、事務局より議事の(2)から(4)につきまして、続けて説明させていただきます。私は、君津地域整備センター調整課の高橋と申します。よろしくお願いたします。座らせて説明させていただきます。

最初に、昨年 12 月 10 日に開催されました「第 2 回小糸川流域懇談会における意見と対応」について説明させていただきます。資料 3 を御覧ください。

この資料は、前回の懇談会席上で委員の皆様よりいただきました御意見を、一覧表に整理させていただきました資料でございます。左側に各委員の意見要旨を記載しております。それぞれの御意見について課題を整理し、右の列にこれらの課題に対する見解と今後の対応方針を示してございます。この対応方針は、前回の懇談会の席上での事務局の回答内容を要約して記載してございます。

それでは、整理させていただいた課題ごとに説明をさせていただきます。

まず、「湾曲部の改修について」の対応方針でございます。小柴委員の御指摘のとおりですが、小糸川の川幅は狭く、タケ等が蓄積しやすいのが現状でございます。そのために、急なカーブを緩やかにするために、内岸を拡幅しタケ等の蓄積を防ぎたいと考えております。

また、川津委員より前回御説明がありましたとおりでもございますが、湾曲があるから

こそ形成される河川環境がございます。県としましては、動植物の生息・生育・繁殖場所として重要な箇所を維持を図っていくためにも、改修箇所ごとの特性を確認し、適宜改修の方針を検討してまいりたいと考えております。

鈴木委員、和田委員の御指摘でございますが、小糸川の整備期間は 20 年と長く、その間に平成 18 年のような洪水が再び発生する可能性もございます。そのため、県としましては浸水する可能性の高い区間を特定し、効果的な河川改修を進めてまいりたいと考えております。また、それらのハード対策とあわせて、防災情報の適切な提供などのソフト対策の推進に努めてまいります。

続きまして、佐久間委員、長嶋委員より御意見をいただいております。「河口の計画」についてでございますが、小糸川の河口は港湾区域となっているため、港湾事務所等の関係機関と調整しなければなりません。現在、関係機関と協議しているところでございます。

また、青木委員の御指摘にもありましたように、川を改修する際には沿川の皆様と調整する必要がございます。県としましては、普段川が流れている民有地でございましても買収を基本といたします。また、タケの伐採についても地権者の方と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、「維持管理について」ですが、鈴木委員より、タケ等の河道内植物、吉原委員より上流の「流砂」の問題について御意見をいただきました。河川管理者といたしまして、引き続き現地を点検し、適宜植物の除去、伐採、河道の浚渫等を実施してまいります。また、必要に応じて関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「河川愛護・住民参加・環境教育」についてですが、小糸川をもっと知ってもらうために、地域の皆様への啓発活動や関係機関とより一層連携を図ってまいりたいと考えております。

以上で「流域懇談会における意見と対応について」の説明を終わりにさせていただきます。

(3) 河川整備の方向性について

事務局（高橋副主幹） 続きまして、議事の（ 3 ）「河川整備の方向性について」御説明いたします。資料 4 を御覧ください。

12 月の第 2 回流域懇談会で説明させていただきました「小糸川水系における今後の河川整備の方向性」ですが、一部修正、追記させていただきました。資料の構成は前回と同じになっておりまして、左側の枠には小糸川の現状特性としての「治水の現状」、「自然環境の現状」、「利水・親水利用の現状」、そして「流域・地域の特性」につきまして第 1 回の流域懇談会で説明させていただいた内容でございます。

中ほどのピンク色の枠には、第 1 回、第 2 回での流域懇談会席上でいただきました御意見等の要約を、右側の青く囲まれた枠には、河川整備の方向性を示しております。第 2 回流域懇談会までにいただきました御意見、御指摘により、修正・追記となりました事項を太字、下線で強調させていただきました。それ以外は文言の微修正等でございます。ここでは、時間の都合上、太字、下線の部分について主に説明させていただきます。

まず、治水事業についてですが、前回の説明では「河道拡幅、河床掘削によって流下能力の向上を図ります」となっていたのですが、それを「浸水する可能性の高い箇所を特定し、効果的な河川改修を推進し、河道拡幅等によって流下能力の向上を図ります」に変えさせていただきます。

変更の理由ですが、小糸川の河川整備の対象期間としまして 20 年を想定しており、その間に洪水が発生する可能性がございます。浸水被害を可能な限り早期に解消するためには、戦略的な河川改修を推進することが必要不可欠であると考えております。そのために当項目を修正いたしました。

次に、湾曲部についての項目を追加しております。その内容は、先ほど資料 3 で説明させていただきましたとおりでございます。

治水事業についての最後の項目になりますが、小糸川流域で形成された自然環境の保全への配慮について追記させていただきました。

続きまして、自然環境について「水域と陸域の連続した生息環境の創出を検討します」を、今回「片岸の保全によって、水域と陸域の連続した生物の生息環境の創出を図ります」に変えさせていただきました。具体の説明を後ほどいたしますが、小糸川を整備するに当たり、極力片岸の保全に努めたいと考えております。片側を現状のまま維持すること

によって、河川風景や動植物の生息・生育・繁殖の場への影響を抑えることができると考えられることからでございます。さらに、小糸川本川と支川の連続性についての記述を追記させていただきました。

親水利用についての修正は、「護岸」という文言を「施設」という文言に修正させていただいております。

維持管理、市民協働の項目については、「支援」という表現に変えさせていただきました。

以上で、「河川整備の方向性」の修正、追加項目についての説明を終わらせていただきます。

(4) 小糸川河川整備計画(原案)について

高橋副主幹 続きまして、(4)「小糸川河川整備計画(原案)について」説明させていただきます。

原案自体は、本日お配りさせていただきました資料6でございます。これは、先日郵送でお送りしました資料6の二重線や赤文字を黒文字に変えた最新版の河川整備計画の原案でございます。スクリーンを使用して原案について解説させていただくために、資料5を用意させていただきました。内容はスクリーンのほうと同じようになっております。これまでの流域懇談会で既に説明させていただきました項目もございますが、確認の意味も含めまして、再度説明させていただきます。

それでは、原案の目次に沿って説明いたします。第1章「河川整備計画の概要」、第2章「河川整備計画の目標に関する事項」、第3章「河川整備の実施に関する事項」、第4章「河川の整備を総合的に行うために重要な事項」の順となります。

第1章の「河川整備計画の概要」について記載しております小糸川の流域概要でございます。

小糸川の流域面積は142 km²、流路延長-水路としての形状をなしている延長でございますけれども80 km、そのうち県が管理しています指定区間は、河口から豊英ダム湖までの65 kmでございます。

次に、小糸川の現状と課題、対応方針の要点をまとめた表でございます。第1回、第2回の流域懇談会を通じて、小糸川の課題について多岐にわたり議論が進められてきました。それらを踏まえまして、今後河川整備計画を実施するに当たり、中流域の著しい流下能力不足の早期解消、河川空間利用の促進、及び今後河川改修を進めるに当たり、如何にして現状の良好な自然環境を保全していくかを、最も重要な事項として検討してまいりました。

第2章の「河川整備計画の目標に関する事項」でございます。前回の懇談会で説明させていただきました内容でございますが、小糸川河川整備の対象区間を二級河川区間の全区間とし、対象期間は20年としております。これは、河川整備計画の対象区間を図示したものでございます。河川整備計画の対象区間は、県が管理しています河口から豊英ダムまでの区間でございます。

治水・利水・環境の目標でございます。前回の懇談会で説明させていただきました内容と変わりはございません。治水では、概ね20年に1度の割合で発生する洪水を、安全に

流下させることを目指します。利水に関しては、現在の河川流況の保持、河川空間の適切な利用の促進を図ります。環境の目標ですが、現在の良好な河川環境の保全を目指し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・復元を図っていきたいと考えております。

第3章の「河川整備の実施に関する事項」でございます。12月の懇談会で説明させていただきましたとおりですが、河川工事の施工場所を松川橋下流から東前橋までの約7km区間とします。

河川管理施設の概要について説明させていただきます。この図は、20年に1度の割合で降る雨が降ったときに流れる流量を示した図でございます。本整備計画では、松川橋から中村橋までの区間で毎秒550m³、中村橋から東前橋までの区間で毎秒450m³の流量を安全に流下できるように改修します。

河川改修の縦断計画でございますが、流速が速くなり過ぎないように、現況の河床勾配を極力踏襲します。また、動植物の生息・生育の場所を保全するために、平常時の水位以下の河床掘削を極力避けます。堤防については、大幅な改修とならないように、現況堤防の勾配を極力踏襲します。最後に、既往の河川構造物や関連する諸計画との整合を図ってまいります。

次に、現況の河川勾配と計画の線を示した図でございます。佐久間委員、長嶋委員より御指摘をいただいております河口部の計画、高潮対策についてですが、現在、県の港湾課、木更津港湾事務所と協議している最中でございます。それ以外の区間においては、極力現況の河床、堤防高の勾配を踏襲する形で改修を進めてまいります。

横断計画ですが、1番目として、河道拡幅による改修を基本とします。2番目として、水域と陸域の連続した環境の保全・創出を図るために、極力片岸のみを改修していきたいと考えております。3番目として、魚類等の観点より、河道内の水深の深い部分で水量の少ないときにも流れが保たれるみお筋の保全に努めたいと考えております。4番目として、動植物の生息・生育・繁殖場所として重要となる箇所、例えば支川の合流点付近の保全に努めてまいりたいと考えております。5番目として、水辺へのアクセスの向上を図るための施設設置、例えば階段やスロープなどを検討していきたいと考えております。

この図面は、河川改修のイメージ図でございます。委員の皆様には先日郵送させていただきました後に、国との協議がございまして、当スライドをこの図面のように修正させていただきました。本日お配りしました図が修正後のものとなります。上の断面が河川改修の基本形となります。先ほど説明させていただきました通り、自然環境への影響を極力抑

えるために極力片岸のみを改修し、また、水辺へのアクセスを考慮して、なるべく緩勾配としたいと考えております。

やむを得ず急勾配としなければならない場所のイメージ図が、中段の図でございます。その場合は、階段やスロープ等の施設の設置を検討していきたいと考えております。

下の図では、浸水がしばしば発生している著しく流下能力が不足している箇所での改修イメージでございます。このような区間では、両側に土を盛ったり、川幅を広げたりしないといけないと考えております。

続きまして、平面計画についてでございますが、ご存知の通り、小糸川には多くの蛇行部がございます。前回川津委員より御説明のありましたとおり、川が蛇行しているからこそ形成される河川環境がございます。そのため、極力現状の法線を保全していきたいと考えております。しかしながら、小柴委員が御指摘くださったとおりでもございますので、小糸川の場合、川幅が狭いため、急なカーブ部でタケ等の流木が洪水時に溜まり易くなっております。

そのため、蛇行部を緩やかにする必要があると考えております。カーブ部を緩やかにするために内岸の改修を基本としますが、動植物の生息、生育、繁殖に良好な河川環境が形成されている箇所の内岸については保全し、外岸を改修していきたいと考えております。このように、改修箇所ごとの特性を生かすために、適宜、改修の方針を検討してまいりたいと考えております。

この写真は、中村橋下流の写真でございます。湾曲部の改修についてのイメージは、この写真を用いて説明させていただきます。左側の内岸では砂が堆積してございます。湾曲の外側、右側の黒い円で囲んでいるところですが、水深の深い場所がございます。こういう場所では流れが比較的穏やかであるため、魚等の休息場所や、棲み処になることが多いと言われております。そのために、湾曲の外側を保全するのが一般的と考えております。また、小糸川のように川幅の狭い川では、洪水時に上流から流れてくる流木等が急なカーブ等で蓄積する恐れがあります。そのためにカーブを緩やかにする必要があり、内岸を改修するのが一般的な手法でございます。

河川管理に関する事項でございますが、前回の懇談会で説明させていただきました内容とほとんど変わりございません。まず県としまして、河道及び堤防等の河川管理施設の適切な点検管理を継続していきます。

吉原委員より御指摘がございましたように、上流から流れてくる土砂が河床を覆うため

に生態系に影響を与えてしまいます。また、洪水時の河積の確保にも支障が生じてしまいます。このことから、河川管理者としましては状況の把握に努め、堆積が著しく、治水面、環境面における障害が懸念される場合には、河道の浚渫等を行うものとしします。

河道内の植物についてでございます。鈴木委員より御指摘のとおりですが、河道内の植物の繁茂によって、洪水時に川が堰き止められる危険性があります。また、外来植物の移入もしやすくなります。そのため、河道内の植物が河川構造物に悪影響を与え得ると考えられる場合は、適宜植生を除去・伐採するものとしします。

第4章の「河川の整備を総合的に行うために重要な事項」でございます。内容につきましては前回と変わりございません。

まず、千葉県河川海岸アダプトプログラム等を介して、流域における取り組みを支援してまいります。

続いて、超過洪水対策の推進を図るために、河川工事等のハード対策とあわせて地域における水防活動の充実等のソフト対策の積極的な推進を図ってまいります。

最後に、河川愛護・環境教育の場として、小糸川が利用されるための整備や連携について検討していきたいと考えております。

以上で「河川整備計画の原案について」の説明は終わりでございますが、これ以降のスライドは総括としまして第2回までの流域懇談会を通じて、委員の皆様や地域の皆様よりいただきました御意見、御提案が、どのように小糸川整備計画へ反映されたか、その反映状況についてまとめたものでございます。

左の欄に懇談会で出されました主な意見等を示しております。右の欄では、いただきました御意見をどのように小糸川河川整備計画に反映したかを示してございます。多岐にわたる議論のため、詳細の説明は省かせていただきたいと思います。事務局としまして現状の河川環境の保全と治水事業の実施の両立について、多くの御意見、御提案をいただき、河川整備計画作成に大いに成果があったと考えております。

以上で、「小糸川河川整備計画の原案について」説明を終わりにさせていただきます。よろしく申し上げます。

石川委員長 どうもありがとうございました。

(5) 意見交換

石川委員長 一応全部説明をしていただきましたので、議事(5)の意見交換に入っていきたいと思いますが、順に見ていきますか。

連動しているところもありますけれども、資料3で、「表現をさらに加えてほしい」とか、「言っておきたい」ということがある方、いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

特にございませんか。御発言された部分で追加の意見とかありましたら。

よろしいですか。

次に、資料4ですが、これは方向性というのでいただいた意見をまとめて具体的に示したものです。これに基づいて整備計画が出てくるということですね。基本的に整備計画は、1つ飛びまして資料6になるんですが、それはレポートの形ですので、ちょっと見づらいということで、説明用で今提示してもらったものです。順に繰り返しの説明になるかと思いますが、早くとんとんと要点が進んでいきましたけど、資料5に全部再現されています。御意見ございませんでしょうか。

それでは、私のほうから。

計画対象期間20年で、洪水規模の話もございますよね。概ね20年確率規模を流下させると。そののところ、もう少し具体的に説明していただけますか。いろいろこの懇談会を始める前にあふれたという実態があって、その解消ということがありますので、繰り返しのなるかもしれませんけれどもお願いします。

高澤室長 河川整備課の企画調整室の高澤と申します。よろしく申し上げます。

今のお話ですが、資料6の4ページ、第2章の「河川整備計画の目標に関する事項」というところに書いてございますので、見ていただきたいと思います。

まず、対象期間でございますが、この対象期間はもともと河川法で、今までの計画というのは時間を決めないで「できたときに終わるよ」というようなことでやっていたもので、「いつまでたっても河川工事は終わらないじゃないか」というような批判があったということから、「最大でも30年ぐらいで計画をたてる」というようなことが河川法の思想でございまして、県のほうでは20年から30年ということで、小糸川についてはこの区間をなるべく早い20年で仕上げようというように、今回20年で仕上げるということで考えているところでございます。

それから、今お話がありました第2節の「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項」の規模の話でございますが、20年確率と先ほど申し上げましたが、これは時間雨量で約50mmに該当するというものでございまして、この時間雨量50mmに該当するのが下のところに書いてあるわけでございますが、概ね20年確率の降雨に相当するというものでございます。また、平成18年12月27日の洪水は、それよりも少し小さい規模ということで、概ね10年に1回程度の確率の降雨に相当するというようなものでございます。

説明は以上でございます。

石川委員長 前回の洪水氾濫の実績に対応したものであるということですよ。一応この計画は20年かかるかもしれないけれども、完成すれば前回のような洪水には河川のほうで対応できるようになる計画であるということなのですが、和田さん、御意見ございませんでしょうか。

和田委員 質問のような形になると思いますが、先ほど中村橋から松川橋の間の洪水の説明があったのですが、ここから行くと三島街道に向かう途中で君津市の文化ホールに入っていくところに信号機がございますね。そのちょっと手前にスタンドがあって、向かい側にケアセンターがございますね。ちょっと低いのですが、あそこの地主さんから聞いた話なのですが、「大雨が降ると、ここはすごいんだよ」と。ケアセンターが高くて、そこから2～3m下になりまして、すぐ脇が小糸川の松川橋から中村橋の間になって、その川幅がものすごく狭いのですね。そこから氾濫をして2m近く水田が埋まってしまうと。中には、水田だけでなく野菜をつくっている方もおります。「どのくらい、年に1回はあるのですか」と平成20年に私が聞いたら、「去年はなかったけど、一昨年はあって、すごかったんですよ」と。「水位が引いて水がなくなるまで、どの程度の時間がかかりますか」と聞いたら、「3時間はたっぷりかかる」というふうな話です。そこで、両サイドにタケが生えておって川幅が狭いので、ああいうところの整備計画というのは、やはり20年と押さえているのですか。

というのは、農作物に被害がある時期に大雨で浸水したら、ほとんどあそこは野菜よりも水田が多いのですから、時期外れの大雨だと地元の方は言うておりますけれども、「これが刈り入れ前に氾濫されたら、困りますね」というふうな話を私は聞いてきたのですが、その辺はどうなのでしょう。

石川委員長 ありがとうございます。

事務局、今の御質問に答えていただけますか。

高橋副主幹 ありがとうございます。さっきも説明しましたように、全体整備として20年くらいを見ておりますけれども、今こういうような場所をおっしゃっていただきましたので、特に危険な箇所から順次戦略的に進めてまいりたいと思いますので、地元の方々から「こういうところが、実際危ないよ」ということがわかれば、基本は下流から整備するのでしょうかけれども、特にそういうようなところがあるのであれば、最初にそういうところから整備するののも一つの方法かと考えてございますので、そういう形で検討を進めてまいりたいと思います。

和田委員 ちょっと補足ですが、川のすぐ上が、土木工事（建設会社）さんが地権者と契約して資材置き場になっているのです。資材置き場になっておって、いわゆるブルのような機器類をそこに置いておいたら、それまで水を上げてしまったと。そこはまた一段と高いところなのですが、「機器を置いていたところ、それが水かぶっちゃったんですよ」というようなことをちらっと聞いたわけですが、その辺の調査もしていただければと考えますが。

石川委員長 事務局、お願いいたします。

高橋副主幹 今回整備計画をつくりまして、これが事業化になれば、今度は詳細設計、そして現地を再度測量しまして、各地点ごとの計画をつくってまいりますので、その中で検討していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

和田委員 わかりました。

石川委員長 この席であんまりしゃべっちゃいけないのかもしれないのですが、懇談会は専門家の部分も兼ねていますので一言発言させていただくと、今局所的にも対応すると言いましたけれども、川づくりは下流からというのがありましたが、上を改修することで、下であふれさしちゃうということもあるわけなのです。ですので、下からやっっていくというか、全体バランスをとってやっっていくということが必要になってくるので、こういうふうにお集まりいただいているのも、この場所の重要性を踏まえた上で、全体で一気に取り組んでいく。それでも、実際用地の確保とか、工事にかかる期間を考えると、20年はあっという間に過ぎてしまうと思います。

そういった意味で、やはりお集まりいただいて全体のバランスをとりながら、直面している問題にも向かっていこうという趣旨があるかと思います。ですので、すぐと事務局は

おっしゃいましたけど、結構覚悟されて発言されていると思いますので、優先的に取り組むとは思いますが、やっぱり色々な事情を考えていかないと。下も考える、上も考えるということがありますので、御理解いただければと思います。

他にございませんでしょうか。生物の生態系のこととかが出てきていますが、青木さん、魚類のほうで何か御意見ありましたらお願いしたいのですが。

青木委員 生物と言いますか、私、漁組のほうでございますので、小糸川へアユやらフナとかを放流しているわけでございますけれども、なかなか放流したアユやウナギが生息しないというのが現状でございます、この中にも川に親しむということがございますけれども、年に一遍 300～400 人の人を寄せて、川で遊魚まつりというようなことを行っておって、河川の大事なことをPRはしておりますが、なかなか川へ魚が生息できないというのが現状でございます。

アユ等も放すわけでございますけれども、7月に入って投網を打ってみると、なかなかかからないというのが現状でございます、今後これをどうしたらいいかというようなことで、組合としても研究しているわけでございますが、なかなか放流した稚魚が居つかないというのが現状でございます。それがどういう原因かは細かくはわかりませんが、そうしたことによって、川に親しむということに対してはイベント等でPRはしておるといったのが現状でございます。

石川委員長 組合員の方は、今何名ぐらいいらっしゃるんですか。

青木委員 600人ぐらいです。

石川委員長 年代は、やはり上の方が多いですか。

青木委員 いろいろですね。だけど、やっぱり高齢化はしてまして、特にうちの組合で、本来漁業組合法で言えば、その河川で魚をとって生活をするというのがおきてですが、そういう人は600人の中で1名もいないというのが現状で、川で遊ぶというぐらいがせいぜいというのが現状でございます。

石川委員長 後半のほうにアダプトプログラムとか教育とかありますが、ぜひその辺あたりで御理解いただければと思うんですけど。

青木委員 これは河川の改修でございますので、うちのほうは、すぐ魚が生息するにはどうしたらいいかということもなかなか難しいですけれども、先生方の意見を伺いながら、なるべく河川の中の魚が生息・繁殖できるようにできれば、こんなふうに願っております。

石川委員長 ありがとうございます。

順にいかさせていただきます。小柴さん、何か御意見ございませんでしょうか。

小柴委員 先ほどもスクリーンを見せてもらったのですが、事故の起こるところは急カーブが多くて、特に川幅が狭いのですよね。人見橋から松川橋までは川幅は相当広いのですが、事故の起こったところは、私も現場を見せてもらったのですが、急カーブのところに限って川幅が大変狭いのですよ。その辺、急カーブの幅の狭いところを優先的に先に工事をやってもらったら、地元の人たちも大分安心すると思うのですよね。

以上です。

石川委員長 事務局のほうからコメントございますか。

では、河川整備課のほうからお願いいたします。

高澤室長 今の御意見は参考にさせていただきますして、先ほど委員長からもお話がありました。下流との調整もございますので、なるべく被害が起きているところから、先ほど事務所のほうからもお話がありました。実施にあたりましては地元を調査させていただいて、なるべく早く効果が出るような方法で工事を進めていくということで、やらせていただきたいと考えております。

石川委員長 事務局のほうに、最初のビデオがございますよね。そういうビデオ資料というのも、細かく撮られていくという意味でつくられているのでしょうか。コメントあったら。

高橋副主幹 そうです。実際、今回初めて整備区間の状況をビデオ撮影しましたので、今後事業を進めていく中で、どこが広くて、どこが狭過ぎて、流速が速くなっているとかが大体つかめましたので、これから計画するに当たりまして、それらを参考にしておつてまいりたいと思っております。

石川委員長 いろいろな状況を把握した上で進めていくということで、努力してもらえらると思います。

吉原さん、生態系などを含めた御意見があったらお願いいたします。

吉原委員 第2回の懇談会の後、私、地元の人たちからいろんな状況等をお尋ねしたんです。まず初めに、漁業関係のことで、前回のとき私、アユを放流してもアユが高宕系統の支流のほうへみんな入ってしまうということを申し上げましたが、その後、清和地区の投網等で魚をつかまえる人たちを訪問して質問をしたのです。

そうすると、私が申し上げたことにちょっと補足しますが、全部が全部高宕系統の支流へ避難したのではなくて、実際に、青木さんは清和地区の大岩で生まれ育った方ですが、

そのすぐ下のところにちょっと淵があって、そこなんかで子供が遊んだのですが、昨年青木さんの生家のすぐ下のところまでアユが来ていたそうです。で、投網の連中が結構つかまえたという話だったそうです。ということは、上流部のほうの水はきれいだということが、ある程度証明できたと思います。これは魚のほうです。

今度は、小糸地区、特に中村橋とか東前橋の付近の方々を訪問したのは、実は上総高校の対岸のところ、昨年大雨の後カラーの栽培をしているところが水没したのですね。この地域、小糸公民館の付近はカラーの栽培が非常に盛んです。これがほとんど小糸川の川岸の近くにあるのですね。全部の方が被害を被ったわけではないのですが、寸前まで来たという方は何人かおりました。

その方々の話を聞きながら、今度は道なき道のような川岸をずうっと歩いてみたのです。東前橋、中村橋付近が、大雨が降ると非常に水かさ上がるのですが、それは中村橋から下流にかけてが、一番屈曲が激しいのですね、流れの。そして、兩岸ともタケ、ササが生えていて川幅が非常に狭く感じられるのです。ということは、洪水は下流で水の流れが阻害されるために起こるといってもある程度推測できますので、中村橋から下流の非常に曲がりくねったあの流れの改修と一緒に、特に後天的なタケのところでもって、流れが阻害されて上流が浸水されたことがわかりますから、そういう点で流れの改修とともに、タケを伐るといような整理等が望まれると思います。

石川委員長 基本的に、蛇行している川ということですね。そういうのを考慮した上でということ。

吉原委員 はい。

石川委員長 時間が残り少なくなってきましたが、特に御意見があるという方ございませんでしょうか。

川津さんお願いいたします。

川津委員 私も他の流域懇談会等で色々出させていただいておるのですが、小糸川の流域懇談会ということで、今回 20 年の河川計画ということで約 7 km を河川改修していこうということですが、これの方向性について、「実質、その場所、場所については今後また考えていきますよ」というお話なのですが、その中で、20 年で約 7 km というのは、結構流域住民の方たちの不安等々もあって、この進捗状況の計画で良いのかということ。

あと、生き物からすると、小糸川の全体の河川改修、私勉強不足ですが、小糸川全体、要するに、今回指定延長 65 km ぐらいありますが、これらのそれぞれの河川状況をどうし

ていこうかと。今回、「特にピックアップで7km浸水被害等がある部分について検討しますよ」ということへの考えだとは思いますが、小糸川の川自体を、全流域をどう検討して考えていくのかということについて、何かコメントをいただければ。

要するに、今回の7kmの部分が20年である程度終わったところで、第2次の河川計画をたてていかれるのかどうなのか、そういったものも含めてお答えいただければありがたいかと思えます。

石川委員長 では、お願いいたします。

高澤室長 全体の計画というのは、河川整備基本方針というのがあるのでございますが、この方針の中では、実際にこういう川をこういう方向で持っていこうという考えは書いてございます。それは、小糸川については、全体として、治水安全度を50分の1ということを最終的な目標とするというようなことで考えてはいるのですが、50年に1回程度の雨に対応するということなのですが、これをやっていく、やっていかないは、新しい河川法の考え方で、こういう委員会の中で住民の皆様と一緒に決めていくということでございます。

では、その方針は何のためにあるのかというと、例えば、何か大きな他の開発計画とかというものに対応したときに、この川のこういう範囲だけは守っておかなければいけないというようなことで、そういう計画規模を決めております。ただ、実際の工事は、20年後にやる、やらないについては、皆さん、今の社会情勢をご存知のとおり、河川管理者のほうで決めるというのではなくて、また20年後にこういう会議を開いて皆さんの考えを聞いて決めていくというのが今の考え方でございまして、小糸川の最終的な姿として河川管理者としては一つのものは持っているのですが、その後でこれをやる、やらないというのは、またその都度判断していくというのが今の考え方でございます。

この区間につきましては、20年間で進めていくということでございます。今、松川橋より下流につきましては、ご存知のとおり、昭和45年の大水害が起きたときに概ね改修が済んでいて、かなり治水安全度が高くなっているということで、今回の計画を立てている区間は、先ほどから説明している区間ということでございます。

石川委員長 よろしいでしょうか。

川津委員 かなり大枠で、わかったような、わからないようなところではあるのですが、ある意味で、災害に備えた形での河口から20km未満というのは、割と生き物としては下流域に当たるわけなのですけども、そこについて優先的にやっていきますよと。そ

れ以降については、その時々状況に応じて考えていきますよということによろしいのですね。

高澤室長 はい。

石川委員長 よろしいでしょうか。

長谷川さん。

長谷川委員 長谷川です。

今いろいろ聞いていると、実際7kmを20年なんて言ったら気が遠くなるような話で、私もそうだと思うのですが、実際、例えば上総高校の下のところの田んぼの水没とか、カラーの水没とかあったとき、前私もあそこを通りましたけど、やっぱり水没した人はやるせないですよ、どこにも当たるところがなくて。私、あれの時、自治会の連協の会長をやっていたのですが、会長をやっている、自治会に言ってもだめだということで、直接県とか何か知っている人を頼って行った経緯なんかもあるのですよね。

それなので、今、実際ちょっと雨が降ったら、やっぱり上総高校の下とか、小糸支所のところとかというのは、ちょっと雨が降ると、カーブのところ、すぐ水かさが上がっちゃうのですよね。今はタケを伐って、その場しのぎみたいな形にしてあるのですけれども、ああいうところから少しずつ、少しずつやっていったほうが良いのではないかなと私は思うのです。実際20年と言ったら、今タケを伐ったところでまたタケが長くなって、しばらくしたらまた水没するとかなんか、同じようなことが繰り返されるような気がするのです。

確かに下流からやっていくというのが河川の常道だと私は思っているのですが、まず、今雨が降る度にやられるところから手をかけるというのが、私は大前提なのじゃないかなと思うのですが、その辺どうでしょうか。

石川委員長 お願いします。

高澤室長 委員長もおっしゃったとおり、上下流の関係というのがございますので、その辺は考慮してやっていかなければいけないのですが、先ほどから申し上げておりますとおり、最善の効果がなるべく早く上がるような方法で今後検討していきたいと考えておりますので、その都度何かありましたら御意見をちょうだいすることもあるかもしれませんが、今日伺った意見を聞きまして、なるべく早く効果が出るような形で事業を進めるよう検討していくというのが、皆様からいただいた意見のあれでございますので、そのように我々も認識をしております。

石川委員長 何かありますか。

高梨次長 整備センターの高梨です。

計画がまとまれば、その計画に沿って進めていきたいと思っていますけれども、去年ごろから洪水の防止という感覚から、タケ刈りと堆積土の除去というのをやり出しています。これは多分相当な効果があると私どもは思っていますので、その計画がまとまるまではそういうことで進めていきたい。また、計画に入りましても、下流から順番に上げていくのではなくて、流下能力の悪いところを、下流バランスを見ながら少しずつやっていくと。

下流からやっていきますと 20 年目で初めて 7km 地点に達しますので、そういう改修方法じゃなくて、下流でのめる程度の悪い箇所を取っていくというような形から進めて、最終的に 7km を縦に 20 年で割るような感じですね、延長で割るのではなくて。そういう形で、なるべく早く解消されるような形でやっていきたいと思います。

長谷川委員 よろしくお願いします。

石川委員長 よろしいですか。

古谷野主査 河川整備計画の 20 年について補足をいたします。

河川整備計画は、河川法の中で河川管理者が地元の方の意見を聞きながら定めなければいけないということで、先ほど私どもの高澤室長のほうから説明があったとおり、概ね 20 年から 30 年の中で河川管理者が整備するメニューをたてるのが計画なのですね。ですので、20 年未満の計画というのはないのです。誤解を恐れずに言うと、20 年の中でやるメニューを今御議論いただいています。ですから、7km を無理矢理 20 年引っ張って「やりますよ」という計画ではないのです。

あと、治水について今皆さん目が大分いっていらっしゃるところがあると思うのですが、維持管理も重要な項目で、先ほど河川整備計画の章立てをパワーポイントで説明したと思うのですが、洪水に関する事項であったり、維持管理、環境に関する事項も含めていたり、これから計画を定めて 20 年間の中でどういう目標を持とうかということをやっていますので、必ずしも 20 年で計画を定めたから「20 年間だったらと 7km をやっていきますよ」というわけではございませんので、ちょっとそこはニュアンスが若干、説明が私ども不足していたところがございますので、あくまで全体の計画を、20 年先を見越した計画として今たてているだけでございますので、御了解いただきたいと思います。

石川委員長 よろしいでしょうか。

いずれにしろ、氾濫しているのは重要と認識して、それに向かっていくということですよ。

ね。

清和地区の鈴木さん、何かございましたら。

鈴木委員 今話を聞いていますと、やはり、洪水の起きない河川をつくるということが大前提だということでございましょうけれども、その整備をしていく中で、計画の中にもありますけれども、親水空間の整備とか教育現場の場となるような整備方法が、非常に今求められているのではないかと思います。というのは、やはり市民に親しまれる河川づくりということが、非常に大切じゃないかと思います。

そのためには、どういうことをしていったらいいのか。昔は河川へ行く道もありましたけれども、今はタケ藪となって、誰も川へ行く道をわからないというのが、私どもの川の現状でございます。私どもが子供の頃は川へ行く道がそれなりにあったわけでございますけど、今藪となっているということでございますので、この整備を機会として、川へ行けるとか、あるいは歩道を整備するとか、環境に優しいようなことに配慮していただければなというのが、私の意見でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

長嶋さん、何か御意見ございませんでしょうか。

長嶋委員 意見は特にありませんが、現状がどうなっているかということがわかりまして、大変参考になりました。私のほうは地域としてはちょっと海のほうに下がっておりますから、これ以外の問題として出したいこともあります、それはこの席と違いますから、いいです。

石川委員長 今日の整備計画案をこの懇談会で認めていただくと、今度それぞれの市長さんの御意見がここに入ってきて、もちろんこのメンバーにも入っていらっしゃるのですが、皆さん方と意見を直接交換するというのはこの場だけになりますので、鈴木さん何かございませんでしょうか。この場でというのは。

鈴木委員 河川のほうは色々とお願ひしている立場でして、一刻も早く今指摘されていたような狭い河川を、何とかしてくださいということをお願いしたい。計画はたつんだけど、なかなか今県に資金がなくて延び延びになっているのが現状で、あまり強く突っつくのも気の毒なぐらいなのですが、しかし、一刻も早くそういうところに目を向けて改修してくださることが、また、改修に向けて進まなきゃいけないということが現状だろうと思います。

特に、六三橋から中村橋、中村橋からその上流の辺の河川は非常に狭くなっていますの

で、それらを早くしてほしいというのが私たちの立場でもお願いしているところであります。

石川委員長 ありがとうございます。

富津市長代理の小間さん、何かございますか。

佐久間委員代理（小間建設部次長） 特にございません。

石川委員長 よろしいですか。では、よろしくお伝えください。

全体整備計画を見ていただいて、質問、不明な点を出していただいて皆様方の意見を聞いたこととなりますけど、まだ追加で何か気がついたこととかございましたら。

よろしいでしょうか。

この整備計画を、今度本省のほうと協議していくわけですよ。

高澤室長 そうです。御了解いただきながら、こっちのほうの合意をとらなければいけませんので、またこういう形でやっていきたいということで、協議があります。

石川委員長 千葉県独自というか、千葉県らしい方法を取り組んでいってくださいとお願いをしょっちゅうしているんですが、これがベースになります。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ここで、今日の整備計画の原案について流域懇談会として承認をいただきたいと思いますが、今日の主題となります原案について、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

石川委員長 どうもありがとうございました。

とは言え、これから川づくりをしていくとなると細かいことが出てくると思います。これが基本方針ですので、何かありましたら河川整備課、あるいはこの委員会のほうに言っていただければ、細かく対応していただけますよね。

以上で私の担当する部分は終わりになります。議事の進行に、皆様御協力いただきましてありがとうございました。

これで、進行を事務局にお返しいたします。

鈴木調整課長 石川委員長には、長時間にわたっての議事進行ありがとうございました。また、委員の方々には熱心な御審議と貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

なお、整備計画策定に当たっては、その前段となる基本方針が、現在、国土交通省と協議中となっております。整備計画においても多少の修正があるかと思いますが、事務局にて修正させていただければと思います。

そ の 他

鈴木調整課長 最後に、次第の6にあります「その他」として、事務局より今後の予定について報告させていただきます。

河川整備計画の議案について了承していただきましたので、今後は流域内の関係市であります君津市長、富津市長、木更津市長へ意見照会をし、「小系川水系河川整備計画（案）」が策定されることとなります。

本日の資料と議事内容については、5月上旬から1ヵ月間の予定で県庁の河川整備課、河川環境課、君津地域整備センター、千葉県文書館、君津市建設部建設政策課、富津市建設部管理課、及びインターネットの千葉県ホームページ等で公開いたします。

また、本日貴重な御意見をいただいておりますが、追加して御意見がありましたら、お手元にお配りしてあります意見用紙に御記入の上、郵便、ファクス、メール等で、今月31日までにお出しいただければと思います。一般の方も同様でございます。なお、寄せられた御意見につきましては、今後の事業推進に当たり参考とさせていただきます。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。

これをもちまして「第3回小系川流域懇談会」を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会